

函 福 監

令和2年(2020年)11月10日

社会福祉法人理事長
各 社会福祉施設施設長 様
サービス事業代表者

函館市保健福祉部指導監査課長

北海道における新型コロナウイルス感染症の警戒ステージ3への引き上げに伴う感染防止対策の徹底について

貴職におかれましては、日頃より本市社会福祉の向上にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、北海道では10月28日に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い警戒ステージを「ステージ2」に引き上げ、感染拡大防止の取組を進めているところですが、その後も道内では札幌圏を中心に感染者数が増加するとともに、入院患者数の増加により医療提供体制への負荷が増大していることから、11月7日に警戒ステージを「ステージ3」に引き上げ、感染拡大を抑え込むため11/7～11/27を集中対策期間として、更なる感染防止対策を徹底するよう道民や事業者にも協力を要請しました。

今回の北海道からの要請は、社会経済活動への影響等も考慮し札幌圏での取組が中心となっておりますが、今月に入り函館市内でも複数の感染者が確認され、また道内では特別養護老人ホーム等の介護施設や医療機関等でもクラスターが複数発生している状況にあることから、函館市内の社会福祉施設等においても、強い危機感を持って対策に取り組む必要があると考えております。

各事業所におきましては、北海道からの要請にあります「道内全体におけるお願い」について、確実に実施されるよう職員等への周知をしていただくとともに、現在、取り組んでいる感染防止対策について一層強化し、改めて皆様ひとりひとりの確実な実践をお願いいたします。

また、利用者やその家族の皆様に対しましても、北海道からの要請を周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※『集中対策期間における北海道からのお願い(11/7～11/27)』

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1107onagai3.pdf>

※『新北海道スタイル』(実践店舗・施設が掲載されています)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm#kouhyou>

※厚生労働省からの通知等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html

なお、複数事業を運営している事業者については、代表して通知しておりますので、各事業所への周知をお願いします。

〔 函館市保健福祉部指導監査課
電話：0138-21-3262, 3925, 3926 〕